

英国 AAIB 視察・調査報告(2) ~ 事故調査機関について ~

[安全勧告とそのフォローアップについて]

年間の安全勧告の件数、および勧告のフォローアップはどのように行われるか

AAIB では、年間 100 件以上の安全勧告を行っており、そのうちの 80%以上は国に 対するものである。

事故報告書でなされたすべての勧告には、応答が必要である。勧告の対象となった 組織は、勧告を受け入れるか、(理由を述べて)拒絶するか、しなければならない。 応答がない場合、 AAIB は、応答を入手するまで、フォローアップ・レターを出し続 ける。AAIB には、執行権限はない。

日本の事故調査においては、監督官庁である国土交通省などへの改善勧告はほとんどあり ません。例外的に、JAL907ニアミス事故においては異常接近警報(CNF)の改善やTCAS RA を管制レーダー上に表示するなどの改善勧告を行いましたが、これらは事故直後にすでに国 土交通省で改善を行った項目で、しかも勧告はニアミス事故発生から1年半も経過した後に 出され、その間にユーベリンゲンでDHL機とバシキール機の空中衝突事故が発生しています。

一方、AAIBの安全勧告はその80%以上が国に対して行われ、緊急に改善が必要な事柄に 対しては間髪をいれず勧告が行われ、過去の事例では事故発生から36時間後に勧告が出され たこともあったそうです。

また、日本においては事故調が出した勧告に対しては何のフォローも行われず、「出しっ ぱなし」の状態です。ベルト着用指示が守られずに負傷者が発生した 706 便事故ケースでも、 事故調査委員が「ベルト着用指示に対してどのように改善が進んでいるか知らないし、勧告 に対するフォローなどは行っていない」と公に発言しています。

これに対して AAIB では、勧告が実施されるか又は実施できない理由が明らかにされるまで、フォローアップ(書面による催促)が続けられます。

「事故調査は改善勧告を行うための作業である」という当然の認識の下、再発防止のための忍耐強い活動が行われています。

[AAIB は運輸大臣に対して直接の責任を負う]

AAIB は交通省から独立しているが、運輸大臣に対して直接責任を負うとされているが、それ はどういう意味か

主任事故調査官(Chief Inspector)は、AAIB を運営する責任を負う。AAIB は、議会に よって設立され、資金を得ている。必要な資金を得るため、主任事故調査官は、活動 の報告として運輸大臣に事故調査の結果を報告しなければならない。他のすべての面 では、AAIB は独立である。

IFAN WILPA

AAIB は運輸省の機関として予算措置を受けています。したがって、年次予算の確保や重 大事故調査に対する特別予算の認可を受けるため、運輸大臣に対して調査活動の報告を行う 義務を負っています。

しかし、運輸省などから調査に圧力がかかることはなく、人事も AAIB 独自に行われているため、専門家集団としての地位が確立していることが感じられました。

[AAIB 覚書の法的な位置づけおよび効力]

AAIB が警察や緊急対応機関との間で締結している覚書の位置付けはどうなっているのか

覚書には法的性格はなく、AAIBと緊急部隊および各省庁間の連携を改善するための、 行政上の文書である。AAIB とそのほかの緊急対応部署との間の法的責務を示すより どころとなる。法的な文書ではないが、最高の効力を有する。

日本の事故調は警察との間で覚書を結んでおり、その内容は警察の捜査を優先し、事故 調は警察の嘱託鑑定を行うことが明記されています。この覚書の存在は、ICAO Annex13 の精神に反しているうえ、警察捜査と常に密接に関係しているために国民の求める情報の 開示も不十分であるなど、航空関係者からも被害者の遺族からも信頼されているとはいえ ない現状です。

英国にも AAIB と警察などの緊急対応機関との間に覚書が存在しますが、事故調査にお いて AAIB の調査活動がほかの機関により阻害されないよう、調整を図ることを目的とし たもので、一種の行政上のマニュアルとの位置付けです。現在有効な覚書は 2007 年 4 月 に制定されたもので、再発防止が国民の最大の利益につながるという明確な認識の下、必 要に応じてより良い手法に向けた改定が行われます。

<参考>公訴局と事故調査委員会の覚書より抜粋

Basic Principles of Co-operation

The public interest requires that safety considerations are of paramount importance, the consequence of which may mean that the interests of an AIB investigation have to take precedence over the criminal investigation.

<u>協力関係に関する基本原則</u>

公益性の観点から、安全性の確保が最優先されなければならない。このため、AIB の調査権は犯罪 捜査よりも高い優先度を持つものとする。